

件名

損害保険料率算出団体に関する内閣府令第三条第六号の規定に基づき金融庁長官が定める保険の種類を定める件

○金融庁告示第 号

損害保険料率算出団体に関する内閣府令（平成八年大蔵省令第七号）第三条第六号の規定に基づき、金融庁長官が定める保険の種類を次のように定め、令和七年 月 日から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

損害保険料率算出団体に関する内閣府令第三条第六号に規定する金融庁長官が定める保険の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 賠償責任保険
- 二 事業活動損害保険
- 三 労働者災害補償責任保険
- 四 動産総合保険
- 五 ペット保険